

岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金支給要綱

(総則)

第1条 県は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている高等学校、特別支援学校及び高等専門学校第3学年に在籍している者に対し、予算の範囲内で岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支給の対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、県内の生活保護法第6条第1項の被保護者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の第3学年に在籍している者が属する世帯の世帯主である者又はこれと同等の資格を有する者として知事が認める者とする。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の支給を受けることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 本人又はその使用人（以下「本人等」という。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している個人
- (3) 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人
- (4) 本人等が、第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人
- (5) 本人等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人
- (6) 本人等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、第2条に規定する高等学校等の第3学年に在籍している者1人につき5万円とする。

(支援金の支給の申請)

第5条 支援金支給申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 支援金の支給を受けようとする者は、知事が別に定める日までに支援金支給申請書を知事に提出するものとする。

(支援金の支給の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の支給の決定をしたときは、別記第2号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、支援金の不支給の決定をしたときは、別記第3号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 知事は、前条第2項の規定による通知を受けた者に対し、支援金を支給するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、対象者が法令等又はこの要綱に違反したときは、支給の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 対象者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(暴力団の排除)

- 第11条 第5条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、支援金の支給をしないものとする。
- 2 知事は、第6条の規定による支給の決定をした後において、当該支給の決定を受けた者が第3条に規定に該当することが明らかになったときは、第8条の規定により、支援金の支給の決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に支援金が支給されているときは、知事は、第9条の規定により支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る支援金から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

年度岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金支給申請書

標記の支援金について、下記のとおり支給されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、申請書に記入した個人情報について、在籍確認のため高等学校等へ提供されることに同意します。

記

1 支援金支給申請額 金 50,000 円

2 申請者（世帯主）

フリガナ 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

3 高等学校等の第3学年に在籍している者

フリガナ 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	平成 年 月 日	電話 ()
在籍する高等学校等			

4 振込先（世帯主）口座

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・()	預金種別	普通・当座
	本店・支店・出張所	口座番号	
フリガナ 口座名義人氏名			

5 添付書類

(1) 学生証 (写)

(2) その他

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金支給決定通知書

申請のありました岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金については、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

記

支 給 額	円
支 給 方 法	口座振込

第3号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金不支給決定通知書

申請のありました岐阜県生活保護受給世帯進学等支援金については、不支給とすることを決定しましたので通知します。

不支給の理由